

代表者 森本 隆 様

舞監 第 22 号
令和7年11月 7日

古田 徹 様、大槻 賢孝 様

舞鶴市監査委員 杉島 久敏

舞鶴市監査委員 岡野 昌和

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年10月10日に提出された住民監査請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)及び舞鶴市監査基準に関する規程(令和2年監査基準規程第2号)に基づき、合議により次のとおり決定したので通知する。

本件請求は、下記のとおり法第242条に規定する住民監査請求の違法若しくは不当な支出に該当しないと判断し却下する。

記

1 請求の要旨

(1) 対象となる財務会計行為

舞鶴市議会が発行した議会報新年号の印刷に要した経費について、その支出が違法又は不当な財務会計行為に該当する。当該経費は令和6年度議会報発行事業費予算(490万1千円)のうちの1回分に相当し、1号あたり約98万円の公金が支出されている。

(2) 違法・不当とする理由

ア 議会報には、「市議会議員は、選挙区内に年賀状や暑中見舞いなどを出すことが禁じられています」と明記され、市民に公職選挙法第147条の2の規定を広報している。

イ 令和7年元旦に議員Aが同法に違反して年賀状を送付した事実が発覚し、議会事務局及び議長Bは違法性を認識しながら口頭注意で済ませ、懲罰委員会への付託や正式な処分記録を行わなかった。

ウ 過去、複数年にわたり議会報編集部会メンバーであった議長Bは、禁止を広報する立場にありながら違反を黙認し、議会としての監督責任を果たしていない。

エ 以上の対応は、議会広報の目的である公正・誠実な情報提供と相反し、広報費としての支出目的を逸脱した不当な財務会計行為である。市民に誤導的な情報を与えたことにより、広報の信頼を失墜させ、公金支出の合理性・適正を欠くものである。

(3) 市の損害

新年号の発行事業費は、公職選挙法違反を黙認した議会の広報として目的外の支出であり、公金の無駄遣いで市は約98万円の損害を被ったと認められる。

(4) 求める措置

市長が議会事務局長に対し、発行事業費の全部または一部の返還、または再発防止措置を命ずること。(以下 略)

2 判断に至った理由

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為等があると認めるときは、住民が監査を求め、当該地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求できる住民監査請求の規定である。

また、監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする具体的な財務会計上の行為の違法性又は不当性等について摘示する必要がある(最高裁判所平成2年6月5日判決平成1年(行ツ)第68号)。

本件請求書において請求人は、議会事務局職員が行った財務会計上の行為によって市への損害が生じたとしており、その根拠として議会報新年号に公職選挙法に関して広報しているにも関わらず、議員Aの活動がこれに抵触し、議長Bの監督も不十分で、これらの対応により広報費は支出目的を逸脱した不当な財務会計行為だと主張する。

しかしながら、請求人が主張する違法・不当の理由は、議会報発行事業に係る議会事務局職員の財務会計上の行為とは関連性がない上記議員A及びBの対応の違法性等を主張しているにすぎないのであって、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性・不当性を客観的に摘示しているとは認められない。

以上のことから、請求人の主張は正当な理由とはならず、本件請求は法第242条に規定する住民監査請求監査の要件について、満たしていないと判断した。